

# 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(変更)素案の概要

## 第1章 計画策定の背景と目的

- 1 計画策定の背景 PCBの使用と禁止、PCB特措法、微量PCB判明、JESCOでの広域処理開始までの経緯
- 2 計画の目的 県内におけるPCB廃棄物の確実・適正な処理
- 計画期間 平成38年度まで

## 第2章 PCB廃棄物の現状および処分見込量

PCB含有機器の廃棄物保管状況、機器使用状況、処分見込量(H26年度末)

## 第3章 PCB廃棄物の処理体制

- 1 PCB廃棄物処理体制**
  - ①拠点の広域処理施設
    - ・JESCOによる処理と処理期限
  - ②無害化処理認定施設、許可業者
    - ・微量PCBの処理
- 2 PCB廃棄物の収集運搬体制**
  - ・PCB廃棄物収集運搬ガイドライン及びJESCOへの搬入措置に従った運搬
- 3 保管事業者の処理に対する支援体制**
  - ・PCB廃棄物処理基金による補助制度

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

- 1 県および大津市の役割**
  - ・自らの率先した処理
  - ・掘り起こし調査
  - ・関係機関との連携、協力
  - ・保管事業者等の監視指導
  - ・県民、事業者への啓発
  - ・計画的搬入のための調整
  - ・処理基金を通じた支援(県)
- 2 市町の役割**
  - ・住民の理解を深めるよう努める、自らの計画的な処理
- 3 保管事業者の役割**
  - ・施策等への協力、JESCO設置自治体との調整、非PCB使用機器への早期転換
- 4 収集運搬を行う者の役割**
  - ・JESCOへの搬入措置に従った運搬、計画的処理の確保
- 5 その他関係者の役割**
  - ・PCB製造事業者等の国や県市等の施策への協力

## 第5章 その他重要な事項

- ・PCB含有機器を使用している家電製品の処理、緊急時の対応等

滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

現行	変更素案
<p>第1章 計画策定の背景と目的</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）は、水に溶けにくく、化学的に安定で、電気絶縁性が高く、沸点が高い等の性質を有した工業的に合成された化合物である。明治14年（1881年）にドイツのシュミット・シュルツ博士が合成に成功し、昭和4年（1929年）には米国スワン社（後にモンサント社に合併）により本格生産が開始され世界的に普及した。なお、PCBは、その特徴により、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧紙（いわゆるノーカーボン紙）として用いられてきた。</p> <p>わが国においては、昭和20年代半ばから輸入が開始され、昭和29年以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年に製造中止されるまでに約5万9千トンが生産され、輸出入分を加減した約5万4千トンが国内で使用されてきた。そのうち約3分の2がトランス等の電気機器に使用されていたと考えられている。</p> <p>PCB汚染については、昭和41年以降世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、地球全体に及んでいることが明らかになってきた。また、わが国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCB汚染が問題となった。</p> <p>このような状況を踏まえ、昭和47年に行政指導により製造中止と使用者による保管義務が求められていたところであるが、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の制定により、昭和49年からは</p>	<p>第1章 計画策定の背景と目的</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）は、<u>化学的に安定で、電気絶縁性が高い等の性質を有することから、世界的に普及し、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧紙（いわゆるノーカーボン紙）等幅広い分野で用いられてきた。</u></p> <p><u>しかし、昭和41年以降世界各地でPCBによる汚染が問題となり、国内においては、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が発生し、PCBによる毒性が問題となった。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、<u>国内では昭和47年以降PCBの製造が中止され、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の制定により、昭和49年からは製造、輸入および使用が原則禁止となった。</u></p>

製造、輸入および使用が原則禁止されるに至った。

このように、PCBの製造、輸入および使用の禁止については、法が整備されたところであるが、行政指導や法規制以前に製造ないし輸入されたPCBの処理が残された課題となった。

## (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB廃棄物」という。）の処理については、昭和62年から平成元年にかけて、一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。この流れの中で、PCB廃棄物の広域処理の機運が高まり、全国39箇所では処理施設設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、実現には至らなかった。このため、わが国においては約30年にもわたってPCB廃棄物の長期保管が続き、保管事業者の大きな負担となっている。

また、国際的には、PCBが全く使用されてこなかった北極圏において人体や動物への汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）」が採択され、欧米諸国においては既にその処理が進んでいる。

このような状況を踏まえ、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）」が制定され、わが国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされたところである。具体的には、PCB特措法では、PCB廃棄物の保管事業者は、平成28年7月までに保管するPCB廃棄物を適正に処理しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡および譲受を原則的に禁止すること、保管事業者および処分事業者は、毎年度、そのP

方、国際的には、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「POPs条約」という。）」が採択され、我が国においても平成15年8月に加入している。この条約では、PCBに関し平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

その後、国は国内におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図るため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特措法」という。）」を制定した。PCB特措法では、期限内のPCB廃棄物の適正な処理や、PCB廃棄物の保管および処分状況の届出の義務等が定められている。

また、国はPCB特措法に基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）」を策定

ＣＢ廃棄物の保管および処分状況を都道府県知事等に届け出なければならぬこと等を定めている。

この他、平成13年6月に環境事業団法が一部改正され、国内における拠点的な処理体制を整備していくこととされている。

\* 環境事業団は、昭和40年に「公害防止事業団」として設立され、大気汚染などの産業公害を防止するため工場移転などの事業を行ってきたが、環境事業団法の一部改正により、平成13年からPCB廃棄物処理事業が同事業団の事業に加えられた。また、環境事業団の業務は、平成16年4月1日からは、PCB廃棄物処理事業は特殊会社である日本環境安全事業株式会社に、PCB廃棄物処理基金は独立行政法人環境再生保全機構にそれぞれ承継された。

## 2 計画の目的および期間

### (1) 計画の目的

「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「滋賀県PCB廃棄物処理計画」という。）」は、PCB特措法第6条第1項の規定に基づき国が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）」および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の

するとともに、日本環境安全事業株式会社（現、中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下、「JESCO」という。）を活用した全国5か所における拠点的広域処理施設を整備するなど、PCB廃棄物の処理に関する体制を整備してきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、環境省において焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加された。

これらのことから、国では平成24年12月にPCB特措法施行令を改正し、処分期限を平成39年3月31日とした他、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、地域ごとにPCB廃棄物を一括して処理できる広域処理施設（以下、「拠点的広域処理施設」という。）の処理能力を相互に活用し、処理期限を延長すること等とした。

## 2 計画の目的および期間

### (1) 計画の目的

「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「滋賀県PCB廃棄物処理計画」という。）」は、PCB特措法第6条第1項の規定に基づき国が定めたPCB廃棄物処理基本計画および廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき県が定めた「滋賀県廃棄物処理計画」に即して、PCB特措法第7条第1項の規定に基づき策定するもので、

5 第 1 項の規定に基づき定めた「滋賀県廃棄物処理計画」に即して、P C B 特措法第 7 条第 1 項の規定に基づき策定するもので、滋賀県内における P C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、その確実かつ適正な処理を図ることを目的とする。

なお、滋賀県 P C B 廃棄物処理計画と他計画との関係は、図－ 1 のとおりである。

## (2) 計画の期間

この計画は、平成17年度を初年度とし、P C B 特措法に定める P C B 廃棄物の処理期限である平成28年度を目標年度とする。

### 関係法令（抄）

#### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第 7 条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区 域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項 において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区 域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定める ものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し 必要な事項

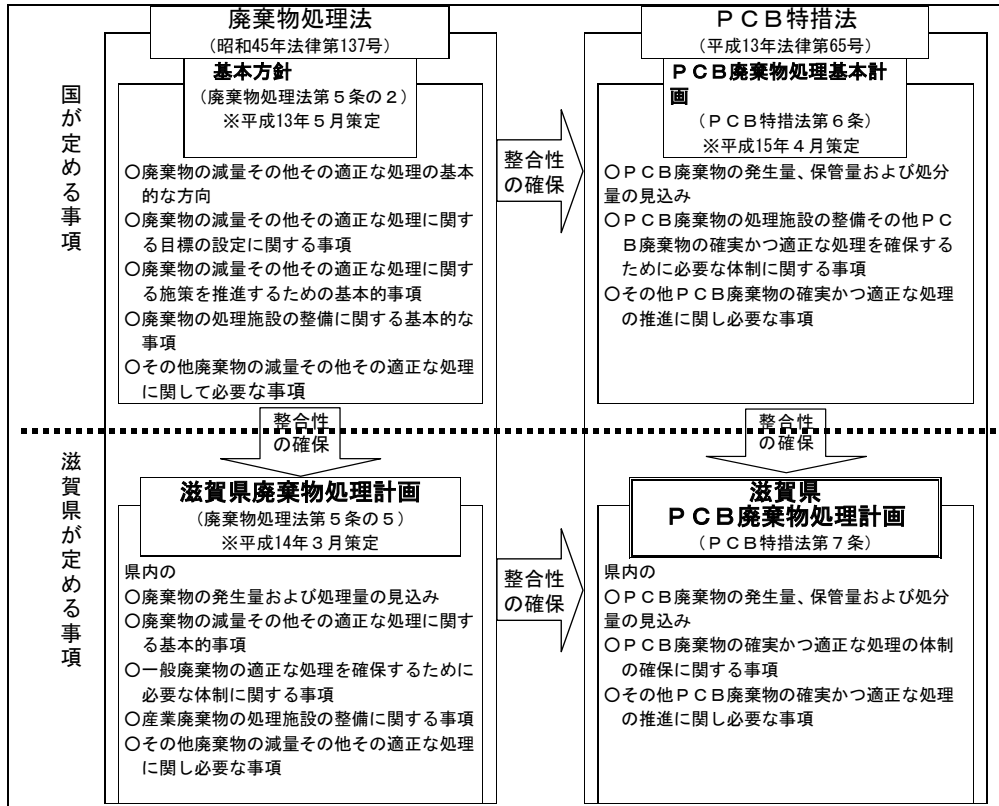
3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。

滋賀県内における P C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、その確実かつ適正な処理を図ることを目的とする。

なお、滋賀県 P C B 廃棄物処理計画と他計画との関係は、図－ 1 の とおりである。

## (2) 計画の期間

この計画は、平成 年 月 日から、P C B 特措法に定める P C B 廃棄物の処理期限である平成38年度を目標年度とする。

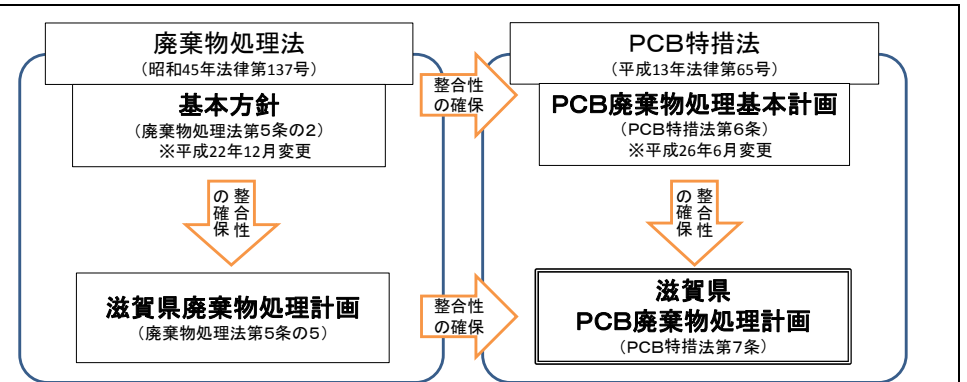


図－1 滋賀県PCB廃棄物処理計画および他計画との関係

## 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量

### 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

PCB特措法では、PCB廃棄物とは「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。具体的には、PCB廃油だけでなく、PCBを含有する絶縁油を封



図－1 滋賀県PCB廃棄物処理計画および他計画との関係

## 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状および処分見込量

### 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

PCB特措法では、PCB廃棄物とは「PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。具体的には、PCB廃油だけでなく、PCBを含有する絶縁油を封入しているトランスやコンデンサなどの電

入しているトランスやコンデンサなどの電気機器、PCB油が付着した金属容器や染み込んだウエス（ぼろ布）などがPCB廃棄物に該当し、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、平成13年度から、毎年度、その保管状況等を都道府県知事等に届け出ることが義務づけられている。

滋賀県では、PCB特措法の施行に併せ、これまでに実施されている旧通商産業省および旧財団法人電気絶縁物処理協会等によるPCBを含むトランスやコンデンサなどの電気機器の使用の実態把握および旧厚生省によるPCB廃棄物の保管状況調査に基づくデータを基本に、市町村からの情報提供も受け、また、現地での聞き込み調査および追跡調査等を行い、PCB廃棄物のより正確な保管状況の把握に努めてきた。その結果、滋賀県におけるPCB特措法第8条の規定に基づき届出された平成15年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、表-1のとおりである。



高圧トランス                  高圧コンデンサ                  安定器

図-2    PCB廃棄物の種類例

表-1    PCB廃棄物の保管状況

H15. 3. 31現在

気機器、PCB油が付着した金属容器や染み込んだウエス（ぼろ布）、微量のPCBに汚染されたトランスやコンデンサ等の廃棄物などがPCB廃棄物に該当し、これらPCB廃棄物を保管する事業者等は、平成13年度から、毎年度、その保管状況等を都道府県知事等に届け出ることが義務づけられている。

滋賀県では、PCB特措法の施行に併せ、これまでに実施されている旧通商産業省および旧財団法人電気絶縁物処理協会等によるPCBを含むトランスやコンデンサなどの電気機器の使用の実態把握および旧厚生省によるPCB廃棄物の保管状況調査に基づくデータを基本に、市町からの情報提供も受け、また、現地での聞き込み調査および追跡調査等を行い、PCB廃棄物のより正確な保管状況の把握に努めてきた。その結果、滋賀県内におけるPCB特措法第8条の規定に基づき届出された平成27年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、表-1-1および表-1-2のとおりである。



高圧トランス                  高圧コンデンサ                  安定器

図-2    PCB廃棄物の種類例

表-1-1    高濃度PCB廃棄物の保管状況

H27. 3. 31現在

廃棄物の種類	滋 賀 県 内		( 参 考 ) 全 国	
	保 管 事 業 場 数	保 管 量	保 管 事 業 場 数	保 管 量
高圧トランス	26	50 台	2,162	15,430 台
高圧コンデンサ	596	3,068 台	43,586	240,002 台
低圧トランス	7	67 台	401	34,679 台
低圧コンデンサ	62	39,373 台	3,295	1,796,644 台
柱上トランス	1	5,800 台	142	1,974,106 台
安 定 器	154	54,480 個	11,944	5,099,425 個
P C B	5	674 kg	202	93 t
P C Bを含む油	7	733 kg	<b>785</b>	175,244 t
感圧複写紙	4	6,052 kg	395	722 t
ウエス	17	36 kg	650	185 t
汚 泥	3	221 kg	171	19,611 t
その他の機器等	13	140 台	1,505	97,186 台

- 注) 1 ドラム缶等の容器に保管されている場合など、台数（個数）や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
- 2 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1 l = 1 kgとして換算している。
- 3 全国の状況は、地方公共団体からの報告に基づく環境省の集計結果
- 4 その他の機器等には、サージアブソーバー、リアクトル等が含まれる。

廃棄物の種類	保 管 事 業 場 数	保 管 量
高圧トランス		台
高圧コンデンサ		台
低圧トランス		台
低圧コンデンサ		台
安 定 器		台
P C B		kg
P C Bを含む油		kg
感圧複写紙		kg
ウエス		kg
汚 泥		kg
その他の機器等		台

- 注) 1 ドラム缶等の容器に保管されている場合など、台数（個数）や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
- 2 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1 l = 1 kgとして換算している。
- 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
- 4 高濃度 P C B 廃棄物とは、低濃度 P C B 廃棄物以外の P C B 廃棄



物のことをいう。

表-1-2 低濃度PCB廃棄物の保管状況

H27.3.31現在

廃棄物の種類	保管事業場数	保管量
高圧トランス		台
高圧コンデンサ		台
低圧トランス		台
低圧コンデンサ		台
柱上トランス		台
PCBを含む油		kg
ウエス		kg
汚 泥		kg
その他の機器等		台

注) 1 ドラム缶等の容器に保管されている場合など、台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。

2 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ = 1kgとして換算している。

3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。

4 低濃度PCB廃棄物とは、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサの電気機器等であって、微量のPCBによって汚染された絶縁油に由来する物(微量PCB汚染廃電気機器等)や、PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物(微量PCB汚染廃電気機器等を除く)のことをいう。

## 2 ポリ塩化ビフェニル含有機器の使用状況

PCBは、昭和49年に使用が原則禁止になったが、電路として使用されていた電気工作物および試験研究に用いる場合に限り、その使用が認められている。

使用中のPCBも将来的には廃棄物となるため、PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業場が、現にPCBを含有する製品を使用している場合には、その使用状況についても、保管状況と併せて届出することとされている。

(※ 電路とは、普通の使用状態で電気が通じているところをいう。)

滋賀県としては、これに加え、PCB廃棄物を保管していないものの、現にPCBを含有する製品を使用している事業者についても、使用状況について届出するよう協力を求めているところである。

さらに、電気事業法においては、PCB含有電気工作物を使用している事業者は、当該工作物の使用状況について、設置場所を所轄する産業保安監督部長に報告することが義務づけられていることから、滋賀県では、中部近畿産業保安監督部近畿支部から、この報告に関する情報提供を得て、PCB特措法に基づく届出内容とをあわせて、実態把握に努めている。

その結果、滋賀県における平成15年3月31日現在のPCB含有機器の種類別の使用量は、表-2のとおりである。

表-2 PCB含有機器の使用状況

H15. 3. 31現在

## 2 ポリ塩化ビフェニル含有機器の使用状況

PCBは、昭和49年に使用が原則禁止になったが、電路として使用されていた電気工作物および試験研究に用いる場合に限り、その使用が認められている。

使用中のPCBも将来的には廃棄物となるため、PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業場が、現にPCBを含有する製品を使用している場合には、その使用状況についても、保管状況と併せて届出することとされている。

(※ 電路とは、普通の使用状態で電気が通じているところをいう。)

滋賀県および大津市(以下、「縣市」という。)としては、これに加え、PCB廃棄物を保管していないものの、現にPCBを含有する製品を使用している事業者についても、使用状況について届出するよう協力を求めているところである。

さらに、電気事業法においては、PCB含有電気工作物を使用している事業者は、当該工作物の使用状況について、設置場所を所轄する産業保安監督部長に報告することが義務づけられていることから、縣市では、中部近畿産業保安監督部近畿支部から、この報告に関する情報提供を得て、PCB特措法に基づく届出内容とをあわせて、実態把握に努めている。

その結果、滋賀県内における平成27年3月31日現在のPCB含有機器の種類別の使用量は、表-2-1および表-2-2のとおりである。

表-2-1 高濃度PCB含有機器の使用状況

H27. 3. 31現在

製品の種類	滋 賀 県 内		( 参 考 ) 全 国	
	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高圧トランス	9	16 台	557	2,377 台
高圧コンデンサ	125	354 台	8,046	30,190 台
低圧トランス	-	-	58	838 台
低圧コンデンサ	3	71 台	277	41,505 台
柱上トランス	1	※約110,000 台	7	1,879,900 台
安 定 器	24	6,768 個	2,019	557,929 個
P C B	1	3 kg	17	76 kg
P C Bを含む油	-	-	14	18 kg
その他の機器等	1	3 台	335	8,175 台

- 注) 1 表中の※を付している柱上トランスの台数は、近畿2府4県に存在する台数である。
- 2 全国の状況は、地方公共団体からの報告に基づく環境省の集計結果
- 3 滋賀県内で使用しているその他の機器等とは全てリアクトルである。

廃棄物の種類	使用事業場数	使用量
高圧トランス		台
高圧コンデンサ		台
低圧トランス		台
低圧コンデンサ		台
安 定 器		台
P C B		kg
P C Bを含む油		kg
感圧複写紙		kg
ウエス		kg
汚 泥		kg
その他の機器等		台

- 注) 1 台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
- 2 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ = 1kgとして換算している。
- 3 その他の機器等とは、サーミアブソーバー、リアクトル等である。
- 4 当集計はP C B特措法第8条に基づく届出から集計したものである。

表-2-2 低濃度P C B含有機器の使用状況

H27.3.31現在

廃棄物の種類	使用事業場数	使用量
高圧トランス		台
高圧コンデンサ		台
低圧トランス		台
低圧コンデンサ		台
柱上トランス		台
P C Bを含む油		kg
ウエス		kg
汚 泥		kg
その他の機器等		台

- 注) 1 台数(個数)や重量で計上できないものについては、事業場数のみを計上している。
- 2 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1ℓ = 1kgとして換算している。
- 3 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。
- 4 当集計はP C B特措法第8条に基づく届出から集計したものである。

### 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分見込量

P C B廃棄物の処分見込量は、表-1に掲げたP C B廃棄物の保管量と表-2に掲げたP C B含有機器の使用量の合算した量となり、P C B廃棄物の種類ごとの処分見込量としては、表-3のとおりである。

表-3 P C B廃棄物の処分見込量

### 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分見込量

P C B廃棄物の処分見込量は、表-1に掲げたP C B廃棄物の保管量と表-2に掲げたP C B含有機器の使用量の合算した量となり、P C B廃棄物の種類ごとの処分見込量としては、表-3-1および表-3-2のとおりである。

表-3-1 高濃度P C B廃棄物の処分見込量

廃棄物の種類	処分見込量	廃棄物の種類	処分見込量
高圧トランス	66 台	P C B	677 kg
高圧コンデンサ	3,422 台	P C Bを含む油	733 kg
低圧トランス	67 台	感圧複写紙	6,052 kg
低圧コンデンサ	39,444 台	ウエス	36 kg
柱上トランス	※約116,000 台	汚 泥	221 kg
安 定 器	61,248 個	その他の機器等	143 台

- 注) 1 表中の※を付している柱上トランスの台数は、近畿2府4県と滋賀県内に存在する台数の総数である。
- 2 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1 l = 1 kgとして換算している。
- 3 その他の機器等には、サージアブソーバー、リアクトル等が含まれる。

廃棄物の種類	処分見込量	廃棄物の種類	処分見込量
高圧トランス	台	P C Bを含む油	kg
高圧コンデンサ	台	感圧複写紙	kg
低圧トランス	台	ウエス	kg
低圧コンデンサ	台	汚 泥	kg
安 定 器	台	その他の機器等	台
P C B	kg		

- 注) 1 P C Bを含む油等で容量で計上されているものについては、1 l = 1 kgとして換算している。
- 2 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。

表-3-2 低濃度P C B廃棄物の処分見込量

H27.3.31現在

廃棄物の種類	処分見込量	廃棄物の種類	処分見込量
高圧トランス	台	PCBを含む油	kg
高圧コンデンサ	台	ウエス	kg
低圧トランス	台	汚泥	kg
低圧コンデンサ	台	その他の機器等	台
柱上トランス	台		

- 注) 1 PCBを含む油等で容量で計上されているものについては、10  
= 1 kgとして換算している。  
2 その他の機器等とは、サージアブソーバー、リアクトル等である。

### 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

#### 1 わが国におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

PCBの化学的処理技術については、1980年ごろからその研究が始まり、PCB製造事業者、電気事業者、重電メーカー等を中心として、いくつかの技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の開発が効率的に進展し、かつ、技術の安全性を確立してPCB廃棄物の処理に利用できるものとするため、旧環境庁、旧通商産業省および旧厚生省が連携して技術的検証等を重ね、各分野の専門家による評価が行われてきた。その結果、PCBの分解技術として、脱塩素化分解法、水熱酸分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法等が確立され、PCB廃棄物の処理方式として、従来から認められてきた高温焼却法に加え、採用されることとなった。

### 第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制

#### 1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

##### (1) 拠点的広域処理施設による処理

PCB廃棄物のうち、高圧トランスや高圧コンデンサ、安定器等の処理については、国がJESCOを活用し、拠点的広域処理施設の整備を図っており、全国5か所にPCB廃棄物処理施設が設置されている。これらの拠点的広域処理施設における処理については、計画的かつ早期に処理が行われるよう、それぞれの能力を最大限活用し、各事業対象地域の枠を超えた処理体制が整備されている。県内で保管しているPCB廃棄物を処理する施設について、その概要を表-4に示す。

表-4 県内で保管しているPCB廃棄物の処理施設

これらPCB廃棄物の化学的処理技術が確立されたこと、また、POPs条約の批准やPCB特措法の制定がなされてきたこと等を受け、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を効率的に推進するため、日本環境安全事業株式会社を活用して、地域ごとにPCB廃棄物を一括して処理できる広域処理施設（以下、「拠点的広域処理施設」という。）の整備を図ってきている。

国、日本環境安全事業株式会社、都道府県および政令市等が連携して対応した結果、平成13年11月に、北九州市に九州、中国および四国の17県分が処理対象となる「北九州PCB廃棄物処理事業」が環境省より認可されたのを最初に、愛知県豊田市における「豊田PCB廃棄物処理事業」（東海4県分が処理対象）、東京都における「東京PCB廃棄物処理事業」（南関東1都3県分が処理対象）、大阪市における「大阪PCB廃棄物処理事業」（近畿2府4県分が処理対象）、北海道室蘭市における「北海道PCB廃棄物処理事業」（北海道、東北、北関東、甲信越および北陸の1道15県分が処理対象）がそれぞれ認可を受けている。

施設名	所在地	処理対象	処理能力	事業の時期	
				計画的処理完了期限	事業終了準備期間
大阪PCB処理事業所	大阪市此花区梅町1丁目	高圧コンデンサ・トランス等	2.0トン/日（PCB分解量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日
北九州PCB処理事業所	北九州市若松区響町1丁目	安定器等・汚染物	10.4トン/日（安定器等・汚染物量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日

※計画的処理完了期限とは、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限。

事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や処理が容易ではない機器、事業終了のための準備を行うための期間。

関係法令（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第6条の5

1（略）

2 特別管理産業廃棄物の処分（略）又は再生に当たっては、（略）次によること。

イ～ハ（略）

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ホ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ヘ ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

（平成4年7月3日付け厚生省告示第194号）

1～5、7～13（略）

6（略）廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

2 県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理体制

本県は、平成15年2月19日に環境省に認可された「大阪PCB廃棄物処理事業」の対象地域となっており、県内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス、高圧コンデンサおよびこれに類するPCB含有大型電気機器並びに廃PCBについては、大阪市此花区に日本環境安全事業株式会社が建設する拠点的広域処理施設において処理する予定である。処理事業

（2）無害化処理認定施設および都道府県知事等の許可業者による処理

低濃度PCB廃棄物については、平成21年度以降、廃棄物処理法に基づき環境大臣が認可する無害化処理認定施設や、同法に基づき都道府県市が許可する特別管理産業廃棄物の処理施設による処理体制の確保が行われてきた。平成28年 月 日現在では、全国に 施設ある。



は、平成18年8月から平成28年3月までの予定（処理の完了は平成27年3月の予定）となっている。

なお、関西電力株式会社が保有するごく微量のPCBが非意図的に混入した柱上変圧器（「柱上トランス」ともいう。）の絶縁油とケースについては、同社が大阪市此花区に設置した処理施設において、平成15年11月から処理を行っている。

その他のPCB廃棄物については、現在、環境省において、安全性の確保を前提としつつ、より効率的な処理が行われるよう、処理施設の設置場所の選定、新技術の評価等も含め広域処理体制の整備が検討されているところである。今後、この整備が進めば、関係府県市、日本環境安全事業株式会社との連携のもとに、確実かつ適正な処理を推進することになる。

平成16年12月末現在における、県内のPCB廃棄物を処理する予定である施設、および現に処理を行っている施設について、その概要を表-4に示す。

表-4 県内で保管しているPCB廃棄物の処理施設

施設名		所在地	処理対象	施設能力	事業の時期
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 拠点的広域処理施設 (大阪PCB廃棄物処理事業)		大阪市 此花区 北港白津 2丁目	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県および和歌 山県に存する高圧トラン ス等および廃PCB等	2.0 t/日 (PCB 分解量)	平成18年8月～ 平成28年3月(予定) (処理の完了は平成 27年3月の予定)
柱上変圧 器資源リ サイクル センター	絶縁油リサイクル施設	大阪市此 花区梅町 1丁目	関西電力株式会社の保有 する極く微量のPCBが 混入した柱上変圧器の絶 縁油とケース	36kl/日	平成15年11月～ 平成28年1月(予定)
	柱上変圧器ケースリサイク ル施設			96台/日	平成16年1月～ 平成28年1月(予定)

### 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬体制

PCB廃棄物を適正に処理していくためには、処理施設の整備とともに、PCB廃棄物の各保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要である。このため、環境省においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方(案)」が示されるとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに平成16年3月に「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」が定められた(平成16年7月改訂版が刊行)。また、廃棄物処理法施行規則が一部改正(平成16年4月1日)され、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準(以下、「PCB廃棄物収集運搬基準」という。)および許可基準の強化充実が図られた。

### 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬体制

PCB廃棄物を適正に処理していくためには、処理施設の整備とともに、PCB廃棄物の各保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要である。

また、PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

PCB廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物処理法に規定するPCB廃棄物の収集運搬に係る基準、国が策定するPCB廃棄物収集・運搬ガイドラインおよび低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(以下、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。)等に従って、適正に収集運搬を行う必要がある。

さらに、拠点的広域処理施設への搬入においては、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置された近畿ブロック広域処理部会(以

県としては、PCB廃棄物収集運搬基準およびPCB廃棄物収集運搬ガイドライン等に従って、適正に収集運搬が行われるよう、指導啓発活動を行うとともに、必要に応じて収集運搬を行う者に対する収集運搬中の漏洩防止のための立入調査等を実施するほか、PCB保管事業者や日本環境安全事業株式会社等の処分業者とも連携・調整を図りながら、効率的で確実かつ適正なPCB廃棄物の収集運搬が行われるよう努めるものとする。

#### 4 保管事業者の処理に対する支援体制

PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、PCB廃棄物は長期間にわたって適正に処理する方がなかったため、保管事業者は長期間の保管という負担を強いられてきた歴史があった。特に中小企業者を取り巻く最近の経済情勢は厳しいものがあり、中には倒産・廃業や事業転換を余儀なくされる者も少なくなく、現在保管されているPCB廃棄物の速やかな処理が急務になっている。

このような状況に鑑み、国および都道府県は、日本環境安全事業株式会社を活用した全国的なPCB廃棄物の処理体制（拠点的広域処理施設）の整備を図ることに加え、PCB廃棄物処理基金を造成し、中小企業者や零細事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を補助することとしている。今後も、保管されているPCB廃棄物の適正処理が促進できるよう、県は継続して基金に資金を拠出していくこととしてい

下、「近畿ブロック広域処理部会」という。）や、北九州PCB処理事業所における処理対象地域の都府県、PCB特措法第19条第1項の政令で定める市、およびJESCOで構成する広域協議会（以下、「（仮称）西日本広域調整協議会」という。）において決定された事項や各関係自治体のPCB廃棄物処理計画に定める事項にも従う必要がある。

県としては、これらの事項に基づき安全かつ適正な収集運搬が行われるよう、指導啓発活動を行うとともに、必要に応じて収集運搬を行う者に対する収集運搬中の漏洩防止のための立入調査等を実施するほか、PCB保管事業者やJESCO等の処分業者とも連携・調整を図りながら、効率的で確実かつ適正なPCB廃棄物の収集運搬が行われるよう努めるものとする。

#### 3 保管事業者の処理に対する支援体制

PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、PCB廃棄物は長期間にわたって適正に処理する方がなかったため、保管事業者は長期間の保管という負担を強いられてきた歴史があった。特に中小企業者を取り巻く最近の経済情勢は厳しいものがあり、中には倒産・廃業や事業転換を余儀なくされる者も少なくなく、現在保管されているPCB廃棄物の速やかな処理が急務になっている。

このような状況に鑑み、国および都道府県は、JESCOを活用した全国的なPCB廃棄物の処理体制（拠点的広域処理施設）の整備を図ることに加え、PCB廃棄物処理基金を造成し、中小企業者や零細事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を補助することとしている。今後も、保管されているPCB廃棄物の適正処理が促進できるよう、県は継続して基金に資金を拠出していくこととしている。

る。

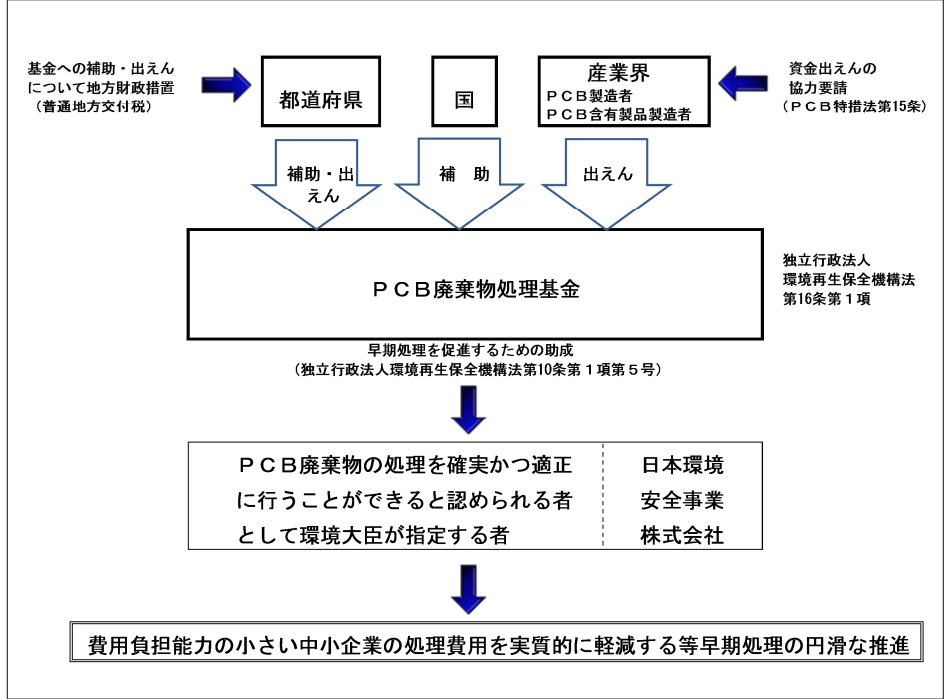


図-3 PCB廃棄物処理基金の仕組み

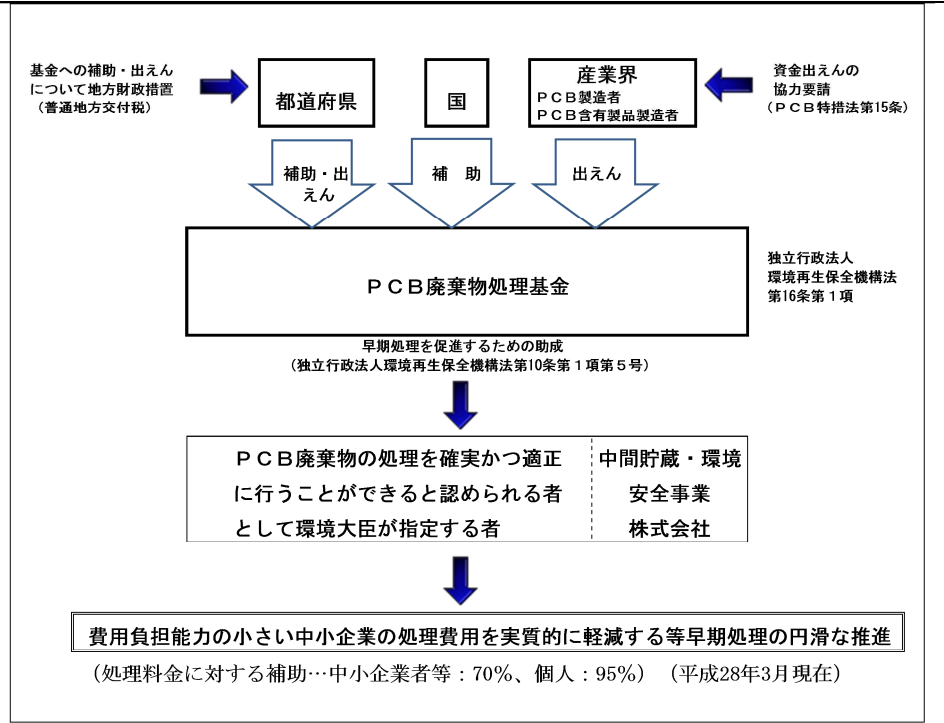


図-3 PCB廃棄物処理基金の仕組み

#### 第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと、拠点的広域処理施設による計画的な処理が図られること等の特殊な事情に鑑み、各関係者が以下の役割のもとに、協力・連携して取り組んでいくこととする。

##### 1 県の役割

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等の把握に向けた取り組み  
PCB特措法に基づき、都道府県は、PCB廃棄物の状況を把握する

#### 第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理の推進方策

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、その性状や、長期間にわたって保管が続いてきたこと、拠点的広域処理施設による計画的な処理が図られていること等の特殊な事情に鑑み、各関係者が以下の役割のもとに、協力・連携して取り組んでいくこととする。

##### 1 県市の役割

- (1) 掘り起こし調査によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者等の把握

責務を有していることから、県は、以下により、県内のPCB廃棄物の保管事業者等の実態把握に努めるものとする。

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況等届出をより確実にするための取り組み

PCB特措法に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度6月末までに、前年度末における当該保管状況を知事に届出することが義務付けられているが、県としても、これらの保管事業者に対して、事前に届出の必要性や届出提出期限の周知および届出書様式を送付し、当該届出をより確実なものにしていく。

また、過去に、PCB廃棄物保管状況等届出が提出されているにもかかわらず、その後、届出が提出されていない事業者に対しては、継続して届出するよう必要な指導を行うなど、保管事業者の確実な把握に向け必要な対応を行っていく。

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況等の未届出事業者に対する取り組み

PCB廃棄物が保管されていながら、PCB廃棄物保管状況等届出が提出されていない事業者の存在も考えられるなど、今後も新たなPCB廃棄物の発生・把握が見込まれる。このため、県としては、これら潜在的にPCB廃棄物を保管している可能性のある事業者に対して、積極的にPCB廃棄物の保管の有無等について問い合わせ、また、必要に応じて立入確認を行う等して、未届けである場合には届出指導を行う。

また併せて、市町をはじめとする関係機関・団体に対して、未届出のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなどして、PCB廃棄物の全数把握に向けた取り組みを展開する。

ウ ポリ塩化ビフェニル含有機器使用事業者に対する取り組み

PCB特措法に基づき、都道府県は、PCB廃棄物の状況を把握する責務を有していることから、県市は、以下により、県内のPCB廃棄物の保管事業者等の実態把握に努めるものとする。

ア PCB廃棄物保管状況等届出をより確実にするための取り組み

PCB廃棄物の適正な処理の推進を図るためには、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やPCB廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、県市は事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めることとする。これらの取組においては、環境省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。

PCB廃棄物を保管していないものの、現にPCB含有機器を使用している事業者に対しても、事前に通知を行い、その使用状況について届出するよう協力を求めるなど、必要な対応を図っていくものとする。

また、新たにPCB含有機器を使用していることが判明した事業者に対しても、当該届出をするよう協力を求め、中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携を図りながら、確実な使用事業者の把握を行っていくものとする。

## (2) 適正処理推進に向けた監視、指導等

PCB廃棄物が適正処理されるためには、PCB廃棄物の保管事業場での保管における安全性の確保、保管事業場から処理施設までの収集運搬における安全性の確保、また処理における安全性の確保が求められる。このため、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬および処理が確保されるよう、県は、以下により監視・指導等に努めるものとする。

### ア 保管事業者等に対する監視・指導等

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB廃棄物が廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物であることから、廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守し、保管に万全を期すよう周知・啓発を行う。また、保管事業場に対して適宜立入調査を実施し、保管されていることを確認した上で、状況に応じて適正保管の観点から必要な指導を行う。PCB含有機器使用事業者に対しては、中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携してPCB含有していない機器への早期転換を促すとともに、関係業界とも連携してPCB含有機器が廃棄物となった場合の適正保管および適正処理に係る周知啓発・指導に努めるものとする。

## (2) 適正処理推進に向けた監視、指導等

PCB廃棄物が適正処理されるためには、PCB廃棄物の保管事業場での保管における安全性の確保、保管事業場から処理施設までの収集運搬における安全性の確保、また処理における安全性の確保が求められる。このため、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬および処理が確保されるよう、県市は、以下により監視・指導等に努めるものとする。

### ア 保管事業者等に対する監視・指導等

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、廃棄物処理法に基づき適正に保管するよう周知・啓発を行う。また、保管事業場に対して適宜立入調査を実施し、適正保管等に係る指導を行うとともに、処理の時期を確認し期限内の処理が行われるよう指導を行うものとする。PCB含有機器使用事業者に対しては、中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携してPCB含有していない機器への早期転換を促すとともに、関係業界とも連携してPCB含有機器が将来廃棄物となり処理が必要となることを踏まえ、期限内の処理が行われるよう必要な指導や周知啓発を行うものとする。

イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に定めるPCB廃棄物収集運搬基準、PCB廃棄物収集運搬ガイドラインおよびPCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働省、平成17年2月）に基づき、収集運搬に万全を期すよう周知・啓発を行うとともに、立入調査を適宜実施し、収集運搬中の漏洩防止等安全対策面からの確認を行い、状況に応じて適正な収集運搬が図られるよう必要な指導を行う。

また、大阪市此花区に建設される拠点的広域処理施設までのPCB廃棄物の運搬に際しては、そのルートを管轄する大阪府、京都府、大阪市、京都市等の県外関係地方自治体とも必要な情報を共有し、収集運搬を行う者に対して連携した指導を図るものとする。

ウ 処理業者に対する監視・指導等

大阪市此花区に建設される拠点的広域処理施設に対する監視・指導は、原則的に、当該施設の設置許可権者たる大阪府が行うこととなる。しかしながら、当該処理施設は、近畿2府4県におけるPCB廃棄物の広域的・計画的な処理をその設置目的としており、法定期限内の適正処理を確保するために不可欠な施設であることから、県は、当該処理施設の適正な運営を監視するために大阪府が設置した「大阪府PCB廃棄物処理事業監視委員会」にオブザーバーとして参加する。また、その際に、必要な情報を収集するとともに、当該処理施設を運営管理する日本環境安全事業株式会社とも連携を密にし、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保に努めるものとする。

(3) 計画的な処理および搬入を行うための調整

拠点的広域処理施設におけるPCB廃棄物の処理については、「P

イ 収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に定めるPCB廃棄物収集運搬基準、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等およびPCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働省、平成17年2月）に基づき、収集運搬に万全を期すよう周知・啓発を行うとともに、状況に応じて適正な収集運搬が図られるよう必要な指導を行う。

また、拠点的広域処理施設までのPCB廃棄物の運搬に際しては、安全かつ適正に行われるよう、近畿ブロック広域処理部会や（仮称）西日本広域調整協議会において決定された事項、各関係府県市のPCB廃棄物処理計画に定める事項についても指導を行うものとする。

ウ 処分業者に対する監視・指導等

拠点的広域処理施設は、PCB廃棄物の広域的・計画的な処理をその設置目的としており、法定期限内の適正処理を確保するために不可欠な施設であることから、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置された「大阪PCB廃棄物処理事業監視部会」や北九州PCB処理施設に係る（仮称）西日本広域調整協議会へ参加する。またその際に必要な情報を収集するとともに、当該処理施設を運営管理するJESCOと連携を密にし、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保に努めるものとする。

(3) 計画的な処理および搬入を行うための調整

拠点的広域処理施設におけるPCB廃棄物の処理については、計画

C B廃棄物処理基本計画」において、計画的な処理が確保されるよう関係する都道府県等および日本環境安全事業株式会社が十分な調整を行い、当該処理施設への計画的な搬入方針を定めることとされている。

「大阪P C B廃棄物処理事業」では、当該処理施設が所在する大阪市内に保管されているP C B廃棄物が優先的に処理されることとなるが、その他近畿2府4県で保管されているP C B廃棄物の処理に当たっては、「P C B廃棄物処理基本計画」に基づき、関係府県市と日本環境安全事業株式会社が、搬入時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取り組みについて、相互に十分な協議および調整を行うものとする。

この協議および調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置されたP C B廃棄物広域処理部会（以下、「P C B廃棄物広域処理部会」という。）を活用することとし、当該部会において関係府県市および日本環境安全事業株式会社が必要な協議・調整を行った結果をもって搬入方針として採用する。

県は、この搬入方針に基づき、P C B廃棄物の拠点的広域処理施設への計画的な搬入が行えるよう、保管事業者等の指導に努めるものとする。

\* 「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会」は、広域的視野に立ち、相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行と産業廃棄物処理対策の推進を図ることを目的とし、近畿2府4県および保健所設置市により構成された協議会。

的な処理が確保されるよう関係する都道府県等およびJ E S C Oが十分な協議、調整を行い、当該処理施設への計画的な搬入を確保することが必要である。

この協議および調整を行う枠組みとして、大阪P C B処理事業所における処理においては、近畿ブロック広域処理部会、北九州P C B処理事業所における処理においては、（仮称）西日本広域調整協議会を活用し、関係府県市およびJ E S C OがP C B廃棄物の処理の進捗状況等について情報共有することで、計画的な処理および安全が確保されるよう、十分な協議、調整を行うとともに、当計画に基づき、保管事業者等の指導に努めるものとする。

#### (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の率先した処理

保管事業者でもある県市は、計画的に自らのP C B廃棄物を処理し、P C B廃棄物の円滑な処理に向けて県内のP C B廃棄物保管事業者等に対して先導的役割を果たすとともに、必要に応じて処理にかかる情報について周知・提供していくよう努めるものとする。



(4) 関係機関との連携

大阪PCB廃棄物処理事業の推進に当たっては、県は、(2)および(3)に掲げた観点からの関係府県市および日本環境安全事業株式会社との連携に加え、日本環境安全事業株式会社の監督庁であるとともに、PCB廃棄物処理基本計画を所管する環境省とも、絶えず情報交換を行うなどして連携を密にし、法定期限内におけるPCB廃棄物の適正な処理を目指すものとする。

また、PCB保管状況等届出をしていない事業場の存在も考えられるため、市町とも連携を図りながら、これらの事業場に対して必要な確認調査を実施し、保管事業者の確実な把握に努めていくものとする。

さらに、将来発生すると予想されるPCB廃棄物を捕捉するために、県は、PCB含有電気工作物の使用状況を把握する中部近畿産業保安監督部近畿支部から、定期的にその届出状況に関する情報提供を受けるとともに、県が保有する情報についても、必要に応じて中部近畿産業保安監督部近畿支部に提供し、相互の連携を図るものとする。

(5) 県民、事業者等の理解を得るための取り組み

PCB特措法では、国、都道府県および市町村は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し、国民、PCB廃棄物保管事業者およびPCB製造事業者の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

県としては、PCB廃棄物の保管が長期化している中で、広く県民およびPCB廃棄物保管事業者等関係者の理解を得ながら、その確実かつ適正な処理を効率的に推進していく必要があり、このため、県内におけるPCB廃棄物の保管事業者およびその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状および安全性の確保に関する情報等について、以下により、積極的に公

(5) 関係機関との連携

拠点的広域処理施設におけるPCB廃棄物の処理の推進に当たっては、県市は、関係都府県市およびJESCOとの連携に加え、PCB廃棄物処理基本計画を所管する環境省とも、絶えず情報交換を行うなどして連携を密にし、期限内におけるPCB廃棄物の一日も早い適正な処理を目指すものとする。

また、拠点的広域処理施設の設置自治体がPCB廃棄物の処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識するとともに、地元地域の理解・協力を得るための取組を積極的に推進する等可能な限りの協力を行う。また、同設置自治体がPCB廃棄物の処理にかかる安全性の確保や早期処理等を推進するために必要な措置を講じる場合は、その施策に積極的に協力するとともに必要に応じて関係者への周知や指導等を行う。

(6) 県民、事業者等の理解を得るための取り組み

県市としては、広く県民およびPCB廃棄物保管事業者等関係者の理解を得ながら、その確実かつ早期で適正な処理を効率的に推進していく必要があり、このため、県市内におけるPCB廃棄物の保管事業者およびその保管状況に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状および安全性の確保に関する情報等について、以下により、積極的に公開・提供していくよう努めるものと

開・提供していくよう努めるものとする。

なお、これらの相互関係は、図－４のとおりである。

#### ア 県民に対する情報提供

県民に対しては、県の広報を活用するほか、環境省、県、日本環境安全事業株式会社等が作成したパンフレット等を、県および市町の担当部局の窓口 に 配備し、周知・啓発に努めるものとする。また、PCB廃棄物保管事業者およびその保管状況に関する情報のうち、PCB特措法により公開が定められている情報については、県の担当部局の窓口において県民の閲覧に供するものとする。

さらに、これらの情報については、必要に応じ県のインターネットのホームページにも掲載し、広く県民に情報提供できるよう努めていくものとする。

#### イ PCB廃棄物保管事業者等に対する情報提供

PCB廃棄物保管事業者、PCB含有機器使用事業者およびPCB廃棄物収集運搬業者に対しては、PCBの性状や安全性の確保に関する情報やPCB廃棄物の適正な保管・収集運搬に関する情報等について、きめ細かな周知・指導を行っていく。また、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、大阪PCB廃棄物処理事業に関する情報およびPCB廃棄物処理基金に関する情報等についても、必要に応じ遅滞なく周知・提供していくよう努めるものとする。

#### ウ 市町・関係業界団体等に対する情報提供

上記アおよびイに掲げた情報等については、必要に応じ、市町および関係業界団体等に対しても周知・提供を行うこととし、これら市町および関係業界団体等との協力・連携を図りながら、PCB廃棄物の適正処理に向けた取り組みを展開していくものとする。

する。

#### ア 県民に対する情報提供

県民に対しては、縣市の広報を活用するほか、環境省、縣市、JESCO等が作成したパンフレット等によりPCB廃棄物の処分に関する情報等について周知・啓発に努めるものとする。また、PCB廃棄物保管事業者およびその保管状況等に関する情報を県民の閲覧に供するものとする。

また、これらの情報については、必要に応じ縣市のインターネットのホームページにも掲載し、広く県民に情報提供するよう努めるものとする。

#### イ PCB廃棄物保管事業者・関係業界団体等に対する情報提供

PCB廃棄物保管事業者、関係業界団体等に対しては、PCBの性状や安全性の確保に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、PCB廃棄物の適正な処理に関する情報およびPCB廃棄物処理基金に関する情報等について周知・提供していくよう努めるものとする。

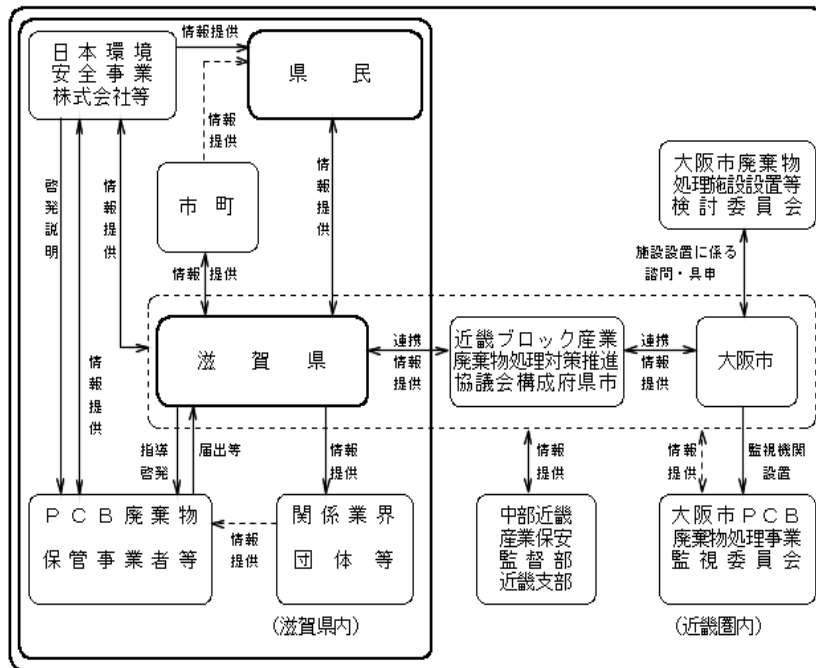


図-4 情報提供に係る相互関係

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

PCB特措法では、PCB廃棄物を保管する事業者が、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないとされている。県は、中小企業者や零細事業者が保管しているPCB廃棄物の処理費用の負担軽減等を図るため、国等とともに造成しているPCB廃棄物処理基金に今後も継続して資金を拠出し、PCB廃棄物の適正処理に努めていくものとする。

(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成

県は、中小企業者や零細事業者が保管しているPCB廃棄物の処理費用の負担軽減等を図るため、国等とともに造成しているPCB廃棄物処理基金に今後も継続して資金を拠出し、PCB廃棄物の適正処理に努めていくものとする。

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。

2 市町の役割

市町は、県とともに、県民に対して、国および県が実施する施策・取り組みへの協力が得られるよう、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなどその理解を深めるよう努めるものとする。

3 保管事業者等の役割

PCB廃棄物保管事業者は、PCB特措法および廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物を処理することが義務付けられており、処理が完了するまでの間は、毎年度、PCB廃棄物の保管状況等について都道府県知事等に届出を行うことが義務付けられている。また、PCB廃棄物の保管場所を変更した際等にあつては、その旨、都道府県知事等に届出なければならないことになっている。

PCB廃棄物保管事業者は、これら関係法令の定めを遵守するとともに、国、県および市町が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策・

2 市町の役割

大津市を除く市町は、県市とともに、県民に対して、国および県市が実施する施策・取り組みへの協力が得られるよう、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性その他の情報の提供を行うなど、早期処理完了にかかるとともに、自らのPCB廃棄物についても計画的に処理するよう努めるものとする。

3 保管事業者等の役割

PCB廃棄物保管事業者は、関係法令を遵守するとともに、国、県および市町が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策・取り組みに

取り組みに協力し、PCB廃棄物の保管および処理に対する県民の不安を払拭するためにも、自ら保管するPCB廃棄物に関する情報については、積極的に公開するよう努めるものとする。

また、PCB含有機器使用事業者は、PCB含有機器の使用状況について毎年度届出をするなど県の取り組みに協力するものとする。また、PCBを含まない機器への早期転換を図るとともに、PCB含有機器が廃棄物になった場合には、PCB廃棄物保管事業者として適正な対応を図っていくものとする。

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（保管事業者の責務）

第3条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

4 収集運搬を行う者の役割

PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、廃棄物処理法に定めるPCB廃棄物収集運搬基準を遵守し、また、PCB廃棄物収集運搬ガイドラインおよびPCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働

協力し、早期処理完了に努めるとともに、自ら保管するPCB廃棄物に関する情報については、積極的に公開するよう努めるものとする。

なお、JESCOへPCB廃棄物の処分を委託する保管事業者は、拠点的広域処理施設が計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、県市の指導等に従うとともに、あらかじめ、JESCOと連絡調整を行い、JESCOの受入条件を満たした上で、同社の各PCB処理事業所に搬入を行うものとする。

また、PCB含有機器使用事業者は、PCB含有機器の使用状況について毎年度届出をするなど県市の取り組みに協力するものとする。併せて、PCBを含まない機器への早期転換を図るとともに、PCB含有機器が廃棄物になった場合には、PCB廃棄物保管事業者として適正な対応を図っていくものとする。

4 収集運搬を行う者の役割

PCB廃棄物の収集運搬を行う者は、関係法令を遵守し、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン等、PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要領（厚生労働省、平成17年2月）、近畿ブロック広域処理部

省、平成17年2月)に基づき、収集運搬に万全を期すとともに、国、県等が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策、取り組みに協力し、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理の確保を図るものとする。

なお、PCB廃棄物の収集運搬を業として行う者は、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(都道府県知事等の許可)を受けなければならない。

#### 5 その他関係者の役割

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に当たっては、行政、保管事業者、収集運搬事業者、日本環境安全事業株式会社だけでなく、PCBおよびPCB含有機器の製造事業者等の関係者は、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保していくために実施する国、県等の施策・取り組みに連携・協力しなければならない。

##### 参考

##### ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務)

第4条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者(略)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

会や(仮称)西日本広域調整協議会において決定された事項および各関係府県市のPCB廃棄物処理計画に定める事項に基づき、収集運搬に万全を期すとともに、国、県市等が実施するPCB廃棄物の適正処理に向けた施策、取り組みに協力し、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理の確保を図るものとする。

#### 5 その他関係者の役割

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に当たっては、PCBおよびPCB含有機器の製造事業者等の関係者は、県市等の施策・取り組みに連携・協力するものとする。

### 第5章 その他の重要な事項

#### 1 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

PCBを使用していないとするトランス等重電機器(以下、「トラン

### 第5章 その他の重要な事項

ス等」という。)の一部の機器には、微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査で明らかになっている。これら微量のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等については、現在、環境省・経済産業省が共同で「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置し、その原因および処分方法等について究明・検討中であるが、今後とも、これら検討結果やその他関係する情報に注視し、その適正処理に向け関係者が連携して対策を図っていくこととする。

## 2 ポリ塩化ビフェニル含有機器を使用している家電製品の処理

一般家庭で使用される家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラーおよび電子レンジについては、PCB含有機器を使用している可能性があるため、市町がこれら廃家電製品を処理するに際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、その取扱いに特に留意するものとする。

また、家電製品の製造者は、取り外したPCB含有機器を責任をもって保管し、PCB廃棄物として適正に処理するものとする。

## 3 緊急時の対応

県は、PCB廃棄物を拠点的広域処理施設へ搬入するに当たり、搬入経路における事故の発生等緊急時における速やかな対応が執れるよう、PCB廃棄物広域処理部会や日本環境安全事業株式会社と連携して、緊急時の対応および連絡体制等について整備するものとする。

## 4 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の見直し

本計画で掲げたPCB廃棄物の保管量、PCB含有製品の使用量およびPCB廃棄物の処分見込量は、平成15年3月31日現在のPCB廃棄物保管状況等の届出データ等に基づき算定したものであるが、PCB廃棄

## 1 ポリ塩化ビフェニル含有機器を使用している家電製品の処理

一般家庭で使用される家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラーおよび電子レンジについては、PCB含有機器を使用している可能性があるため、市町がこれら廃家電製品を処理するに際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、その取扱いに特に留意するものとする。

また、家電製品の製造者は、取り外したPCB含有機器を責任をもって保管し、PCB廃棄物として適正に処理するものとする。

## 2 緊急時の対応

県市は、PCB廃棄物を拠点的広域処理施設へ搬入するに当たり、搬入経路における事故の発生等緊急時における速やかな対応が執れるよう、近畿ブロック広域処理部会や(仮称)西日本広域調整協議会、JESCOと連携して、緊急時の対応および連絡体制等について整備するものとする。

## 3 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の見直し

本計画は、PCB廃棄物処理基本計画の見直しや、PCB廃棄物の処理状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

物保管状況等届出については毎年度報告されることとなっていることから、今後、P C B廃棄物の保管量等のデータが拡充されていくとともに、P C B廃棄物の処理体制についても整備充実されていくことから、本計画については、必要に応じ見直しを行っていくものとする。

なお、本計画を見直した場合には、県民およびP C B廃棄物保管事業者等関係者に、必要な周知を行うものとする。

なお、本計画を見直した場合には、県民およびP C B廃棄物保管事業者等関係者に、必要な周知を行うものとする。



# 滋賀県内PCB廃棄物の現状および処分見込量

## PCB廃棄物の保管状況

H15.3.31現在

H26.3.31現在

廃棄物の種類	保管事業場数	保 管 量
高圧トランス	26	50 台
高圧コンデンサ	596	3,068 台
低圧トランス	7	67 台
低圧コンデンサ	62	39,373 台
柱上トランス	1	5,800 台
安 定 器	154	54,480 台
P C B	5	674 kg
P C Bを含む油	7	733 kg
感圧複写紙	4	6,052 kg
ウエス	17	36 kg
汚 泥	3	221 kg
その他の機器等	13	140 台

廃棄物の種類	保管事業場数	保 管 量
高圧トランス	116	484 台
高圧コンデンサ	428	1,759 台
低圧トランス	14	24 台
低圧コンデンサ	105	13,720 台
柱上トランス	1	1 台
安 定 器	195	92,661 台
P C B	11	72 kg
P C Bを含む油	54	19,346 kg
感圧複写紙	7	9,197 kg
ウエス	54	20,874 kg
汚 泥	3	330 kg
その他の機器等	218	4,077 台

## PCB含有機器の使用状況

H15.3.31現在

H26.3.31現在

廃棄物の種類	使用事業場数	使 用 量
高圧トランス	9	16 台
高圧コンデンサ	125	354 台
低圧トランス	0	- 台
低圧コンデンサ	3	71 台
柱上トランス	1	- 台
安 定 器	24	6,768 台
P C B	1	3 kg
P C Bを含む油	0	0 kg
感圧複写紙	-	- kg
ウエス	-	- kg
汚 泥	-	- kg
その他の機器等	1	3 台

廃棄物の種類	使用事業場数	使 用 量
高圧トランス	41	111 台
高圧コンデンサ	37	120 台
低圧トランス	2	2 台
低圧コンデンサ	1	1 台
柱上トランス	0	0 台
安 定 器	8	394 台
P C B	0	0 kg
P C Bを含む油	2	1 kg
感圧複写紙	-	- kg
ウエス	-	- kg
汚 泥	-	- kg
その他の機器等	87	281 台

# 滋賀県内PCB廃棄物の現状および処分見込量

## PCB廃棄物の処分見込量

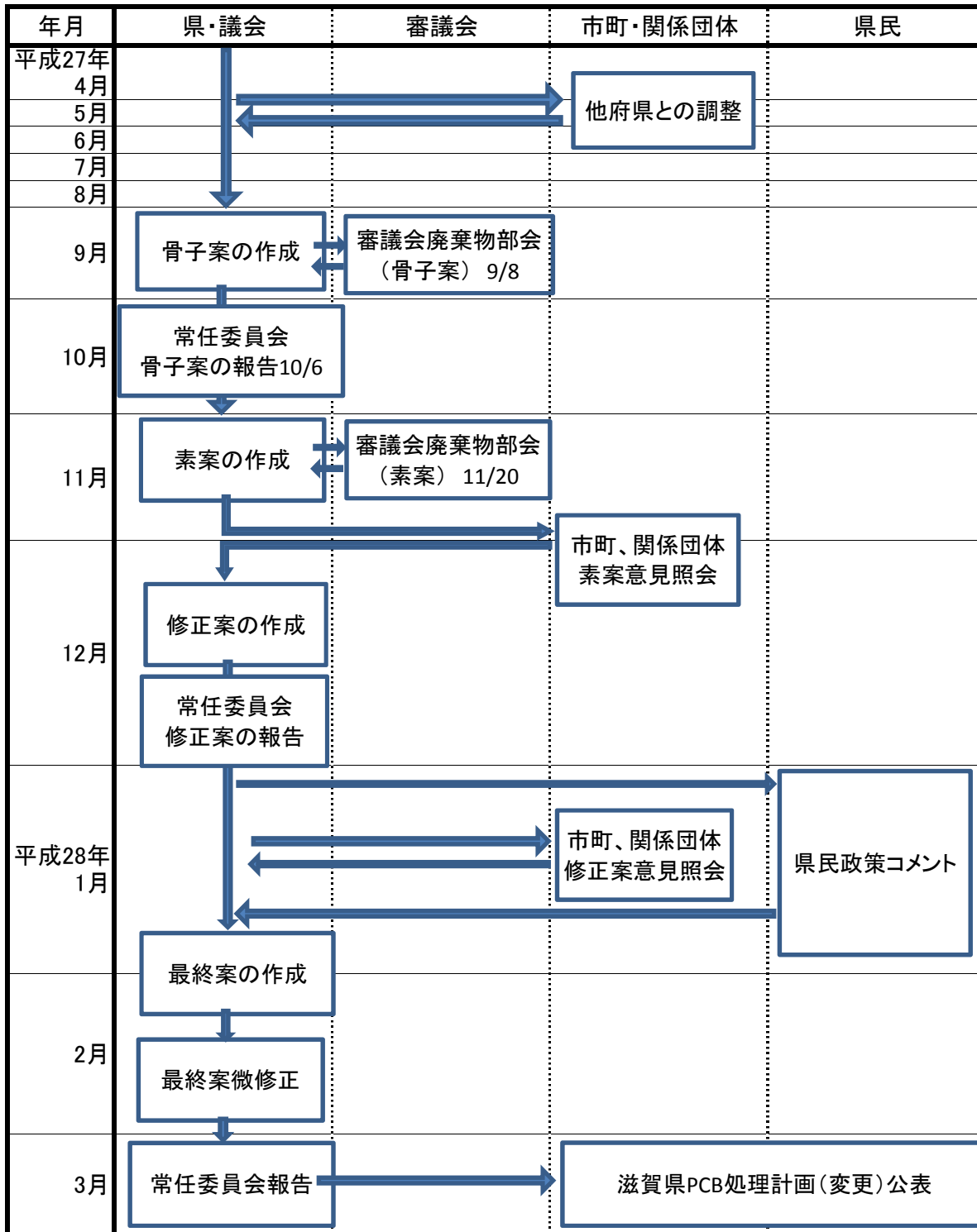
H15. 3. 31現在

廃棄物の種類	保 管 量
高圧トランス	66 台
高圧コンデンサ	3,422 台
低圧トランス	67 台
低圧コンデンサ	39,444 台
柱上トランス	5,800 台
安 定 器	61,248 台
P C B	677 kg
P C Bを含む油	733 kg
感圧複写紙	6,052 kg
ウエス	36 kg
汚 泥	221 kg
その他の機器等	143 台

H26. 3. 31現在

廃棄物の種類	保 管 量
高圧トランス	595 台
高圧コンデンサ	1,879 台
低圧トランス	26 台
低圧コンデンサ	13,721 台
柱上トランス	1 台
安 定 器	93,055 台
P C B	72 kg
P C Bを含む油	19,347 kg
感圧複写紙	9,197 kg
ウエス	20,874 kg
汚 泥	330 kg
その他の機器等	4,358 台

滋賀県PCB廃棄物処理計画の変更に係るスケジュール



※大津市とは随時協議を実施